

1. 児童の性的搾取等とは

児童買春、児童ポルノの製造等

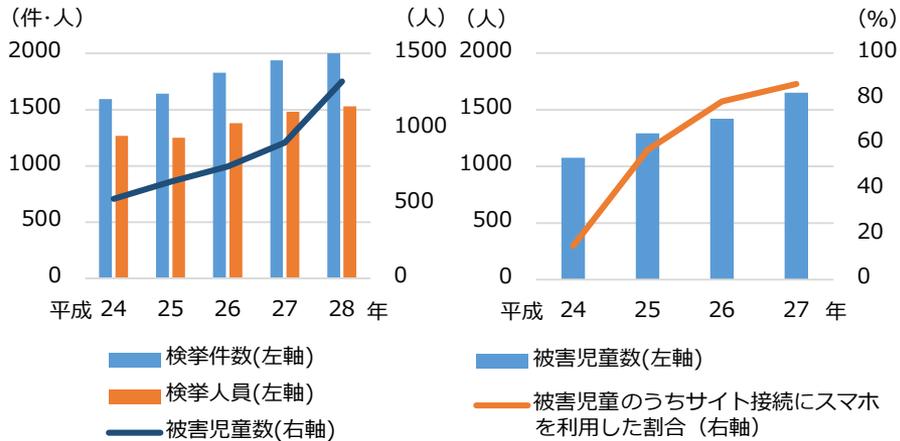
児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 児童の性的搾取等をめぐる情勢

児童ポルノ事犯

コミュニティサイトに起因する児童買春等の事犯



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 児童の性的搾取等に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 基本計画策定の経緯

閣議決定 (平成28年 3月)

28年 4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議 (平成28年 4月)

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等 (平成28年 4月～)

基本計画策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

4. 基本計画 (案) の構成

第三次児童ポルノ排除総合対策(平成28年 7月12日付け犯罪対策閣僚会議決定)に掲載の施策



未掲載の施策



6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化